

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号）第 5 条第 1 項に掲げる小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい）（日高振興局管内沖合海域）について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和 5 年 2 月 27 日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい、えぞばかがい又はさらがい）	日海共第 19 号共同漁業権漁場区域	毎年、4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 9 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間とする。 ただし、上記漁業時期のうち、行使承認証に記載された操業期間とする。	21 隻	5 トン未満	ア 日高振興局管内に住所を有する者 イ 操業区域内に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者	令和 5 年 2 月 28 日から 令和 6 年 3 月 31 日まで	<p>1 許可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>2 起業の認可の有効期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までとする。 なお、北海道漁業調整規則第 8 条の規定による当該起業の認可に基づく許可の有効期間は、許可の日から 1 に掲げる許可の有効期間の満了の日までとする。</p> <p>3 申請書の提出先は、日高振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4 令和 5 年 3 月 28 日以降に受理された申請にあっては、受理された順番に審査を行い、許可等をする者を決定する。</p> <p>5 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、日高振興局長に報告しなければならない。 (2) 甲長 8 センチメートル以上のけがにの雄がにが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 (3) ほっきがい、えぞばかがい及びさらがい以外を主たる漁獲の対象としてはならない。 (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。</p>
同上	日海共第 17 号共同漁業権漁場区域	同上	14 隻	同上	同上		
同上	日海共第 15 号共同漁業権漁場区域	同上	35 隻	同上	同上		
同上	日海共第 11 号共同漁業権漁場区域	同上	12 隻	同上	同上		
同上	日海共第 9 号共同漁業権漁場区域	同上	20 隻	同上	同上		
同上	日海共第 7 号共同漁業権漁場区域	同上	20 隻	同上	同上		
同上	日海共第 5 号共同漁業権漁場区域	同上	25 隻	同上	同上		
同上	日海共第 3 号共同漁業権漁場区域	同上	40 隻	同上	同上		
同上	日海共第 1 号共同漁業権漁場区域	同上	15 隻	同上	同上		